

2025年度 監事監査の実施について

1 監査の基本方針

- 法人の業務の適正かつ効率的な運営に資することを目的として、規則の定めにより、法人の業務及び会計の執行状況についての監査を実施する。
- 今年度は、「IT 統制」について、重点監査項目とする。
※本計画の「IT 統制」とは、情報資産（情報システムを含む）を適切に管理することにより、効率的な法人運営が行える仕組み及びリスクをコントロールするための仕組みを構築・運用する活動のことをいう。

2 監査の実施

- 書面監査を基本に実施することとするが、監査項目に応じて現地視察及び関係部局に対するヒアリングを実施する。
- 特に業務監査（重点項目）においては、CIO、CISO 及び関係部局に対するヒアリングを実施することで、業務遂行上の課題を明らかにする。
- 業務監査については、2025年8月から2026年3月まで、会計監査は、事業年度決算確定時の2026年6月までに実施する。

(1) 業務監査項目

- ①（重点項目）「IT 統制」
- ②規則・規程等の整備状況・実施状況〔総務課〕
- ③中期計画、予算・収支計画及び資金計画の実施状況〔経営企画課〕
- ④組織運営及び人事管理の適法性及び妥当性〔総務課・人事課〕
- ⑤役職員の給与・諸手当等の適法性及び妥当性〔総務課〕
- ⑥業務の効率化の状況〔総務課〕

(2) 2024年度監事監査報告事項についての改善状況等の確認

- ①重点項目監査
- ②定例項目監査

(3) 会計監査項目

- ①決算報告書・財務諸表の真実性及び妥当性〔会計管理課、経営企画課〕
- ②資産の取得、管理及び処分等の適法性及び妥当性〔施設課〕
- ③債権管理の適法性及び妥当性〔会計管理課〕

3 監査の根拠

- ・地方独立行政法人法第13条第4項
- ・東京都公立大学法人監事監査規則